

港区立御田小学校  
校長 齋藤 恵 様

## 携帯電話所持申請書

この度、下記の理由により、以下の条件および学校での取り扱いのルールを遵守した上で、携帯電話を所持させることについて申請いたします。

(※注意事項をご確認の上、担任にご提出ください)

### 記

#### 1 理由

#### 2 携帯電話を所持する上でのルール

- (1) 携帯電話を所持する目的は、「防犯・防災」を主とし、連絡先は保護者(家族)を基本とします。友達同士の通話やメールなどには使用しません。
- (2) 登校後は、音の出ない設定にしてランドセルにしまい、校内では使用しません。
- (3) 登下校中、歩きながらの使用は危険ですので、緊急時以外は操作しません。
- (4) 児童がルールに従わない場合(トラブルの可能性がりますので)には、学校で携帯電話を預かり、保護者に連絡し、保護者とともに児童に指導の上、直接返却する場合があります。
- (5) 携帯電話の故障あるいは破損等については、保護者がその責任を負うこととします。
- (6) 携帯電話は個人情報が入った貴重品であることや、使用上のルールについて、ご家庭でしっかり指導していただき、トラブルに巻き込まれないよう配慮してください。
- (7) 携帯電話所持申請は、毎年学級編成替えがあることから、年度ごとに行うようお願いいたします。

令和 年 月 日

年 組 児童氏名

保護者氏名(自署)